

## お問い合わせの多い魚種の 規制について

### ① さけ・ます

内水面でのさけ・ますの採捕は全面的に禁止されているほか、河口付近に規制が設けられている場合もあります。詳しくは次のページをご覧ください。

- さけ・ます釣りに関する規制について・・・10～11ページ
- 河口付近の規制について・・・21～23ページ

### ② やまべ

内水面漁業調整規則によるやまべの採捕禁止期間は次のとおりです。

4月～5月：上川・空知・石狩・後志・檜山・渡島・胆振の各振興局所管区域内の内水面

5月～6月：日高・十勝・釧路・根室・オホーツク・宗谷・留萌の各振興局所管区域内の内水面

このほかの規制については次のページをご覧ください。

- 保護水面・資源保護水面・委員会指示・・・24ページ
- 遊漁規則による規制・・・25～27ページ
- 内水面区画漁業権による制限・・・28ページ

### ③ あゆ

すべての内水面において、4～6月及び9月16日～10月は採捕が禁止されています。

このほかの規制については次のページをご覧ください。

- 保護水面・・・24ページ
- 遊漁規則による規制・・・25～27ページ
- 内水面区画漁業権による制限・・・28ページ

### ④ まつかわ

函館市古部町～えりも町東端までの太平洋海域では、海区漁業調整委員会指示により、**全長35cm未満**のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中還元しなければなりません。詳しくは12ページをご覧ください。

### ⑤ くるまぐろ

近年資源の状態が悪い太平洋クロマグロについては、遊漁者・遊漁船業者の皆さんも、**資源管理**にご協力をお願いします。詳しくは9ページをご覧ください。

## クロマグロを対象とする 遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

**太平洋クロマグロ**は、近年、資源状況が悪く、早急な資源管理を図る必要があることから、我が国においても、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)での国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、漁獲量の上限を設定するなど、厳しい管理措置に取り組んでいます。



これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業までの**全ての漁法**で、次のような厳しい資源管理に取り組んでいます。

#### 小型魚(30kg未満)

2002～2004年の平均漁獲実績の**半分までしか獲らない**

#### 大型魚(30kg以上)

2002～2004年の平均漁獲実績から**増加させない**

また、平成30年7月1日からは、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(通称「TAC法」)に基づく資源管理が行われています。

**遊漁者・遊漁船業者の皆様も、  
クロマグロの資源管理にご協力をお願いします!!**



クロマグロ資源管理の取り組み内容は、時期により変動があります。最新情報は、「北海道 フィッシングルール」で検索・ご確認ください。